

目黒区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

平成17年8月31日付け目総契第540号決定

(目的)

第1条 この基準は、目黒区契約事務規則第34条及び第36条の規定に基づき、区が発注する物品の買入れその他の契約に係る指名競争入札の参加者(以下「入札参加者」という。)を指名するに当たり、必要な事項を定め、透明性、競争性及び公正性を確保した契約を締結することを目的とする。

(指名の判断事項)

第2条 第2条 入札参加者の指名に当たっては、区が発注しようとする契約(以下「発注契約」という。)の予定価格に応じて次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 指名及び受注の状況
- (4) 官公庁等における契約実績
- (5) 既発注契約の履行状況
- (6) 発注契約における地理的条件
- (7) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適正
- (8) 発注契約に対する履行能力
- (9) 発注契約に要する資格要件の適否

(指名の方法)

第3条 入札参加者の指名に当たっては、発注契約の予定価格に応じ、別表1に定める営業種目ごとの発注標準金額に対応した等級に属する者のうちから指名する。ただし、順位格付業種については、発注契約の予定価格に応じ、順位が概ね上位、中位又は下位にある者のうちから指名する。

2 契約担当者は、前項の規定により入札参加者を指名するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者を優先して指名することができる。

- (1) 指名競争入札参加者の選定に係る区内業者の認定基準(平成16年9月7日付け目総契第592号)に定める区内業者(以下「区内業者」という。)
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者に該当する者
- (3) 過去において、区を相手方とする当該発注契約と同種かつ同規模程度以上の契約を履行した者で、履行成績が優秀な者

(直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名)

第4条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要と認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、第1号及び第2号の場合にあっては当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから、第3号の場合にあっては直近上位の等級に属する者のうちから、第4号の場合にあっては直近下位の等級に属する者のうちから指名すること

ができる。

- (1) 区内業者を指名するとき。
- (2) 当該等級に属する者が指名しようとする者の総数に満たないとき又は当該等級に属する者がいないとき。
- (3) 発注契約の予定価格が当該等級に対応する発注標準金額の上限価格と同額のとき又はこれに近い額であるとき。
- (4) 発注契約の予定価格が当該等級に対応する発注標準金額の下限と同額のとき又はこれに近い額であるとき。

(上位等級に属する者の指名)

第5条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、同条の規定による等級より上位の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 区内業者を指名するとき。
- (2) 発注契約が特に緊急を要するとき。
- (3) 発注契約の性質又は目的によりその履行について高度の技術等を要するとき。
- (4) 発注契約が目黒区以外の地域での履行を要するとき。

(指名の制限)

第6条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 不誠実な行為がある者
 - ア 指名停止又は入札参加除外措置期間中であるなど指名から除外する期間中である者
 - イ 契約書に基づく区職員の指示等に従わないことなど契約の履行が不誠実な者
 - ウ その他不誠実な行為が認められる者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (4) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (5) 発注契約と同種の契約を区と締結している者で、その履行が完了していないために、区の発注契約が不履行となるおそれがあると認められる者
- (6) 同一の発注契約において、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「組合」という。)のいずれかを指名した場合の当該組合の構成員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不相当と認められる者

(指名業者数)

第7条 指名競争入札における指名業者数は、別表2のとおりとする。ただし、契約担当者は、

次の各号のいずれかに該当する場合は、指名業者数を増加又は減じて指名することができる。

(1) 指名業者数を増加できる場合

希望確認型指名競争入札において希望業者が別表 2 に規定する指名業者数を超えたとき。

(2) 指名業者数を減じることができる場合

ア 高度の技術を要する発注契約

イ 目黒区以外の地域での履行を要する発注契約

ウ 希望確認型指名競争入札において希望業者が別表 2 に規定する指名業者数に満たないとき。

エ 発注契約の性質又は目的により別表 2 に規定する指名業者数を指名することができないとき。

(業者選定に係る協議)

第 8 条 契約締結請求主管課において業者選定に係る事項を決定する場合は、あらかじめ契約担当課長に協議しなければならない。

付 則

1 この基準は平成 17 年 8 月 31 日から適用する。

付 則 (平成 23 年 8 月 22 日付け目総契第 4085 号)

この基準は平成 23 年 8 月 29 日から適用する。

別表1(第3条関係) 発注標準金額に対応した等級

第1グループ (事務用品、什器関係)	営業種目	発注標準金額	等級
	文房具事務用品・図書	1000万円以上	A
	学校教材・運動用品・楽器	300万円以上1000万円未満	B
	什器・家具	300万円未満	C
	燃料・ガス・油脂		
第2グループ (繊維、雑品関係)	営業種目	発注標準金額	等級
	荒物雑貨	2000万円以上	A
	工業用ゴム製品	300万円以上2000万円未満	B
	繊維・ゴム・皮革製品	300万円未満	C
	室内装飾品等		
	医薬品・衛生材料・介護用品		
	標識・看板等		
	警察・消防・防災用品		
	造園資材		
	百貨店・総合商社		
	その他の物品		
	不用品買受		
	第3グループ (機械、資材関係)	営業種目	発注標準金額
事務機器・情報処理用機器		3000万円以上	A
家電・カメラ・厨房機器等		300万円以上3000万円未満	B
自動車・自転車		300万円未満	C
電車両・軌道用品			
船舶・航空機			
理化学機械器具			
工作用機械具類			
産業用機械器具類			
通信用機械器具類			
農業・建設用機械器具			
医療用機械器具			
コンクリート・セメント			
鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品			
電線・絶縁材料			
工業薬品・防疫剤			
第4グループ (印刷関係)	営業種目	発注標準金額	等級
	印刷	3000万円以上	A
	複写業務	300万円以上3000万円未満	B
		300万円未満	C

第5グループ (給食業務、情報処理業務、その他業務関係)	営業種目	発注標準金額	等級
	運搬請負	3000万円以上	A
	広告代理	500万円以上3000万円未満	B
	ビデオ・スライド製作	500万円未満	C
	医事業務		
	病院給食・学校給食		
	催事関係業務		
	情報処理業務		
	下水道管路内TVカメラ調査業務		
	クリーニング		
	汚泥脱水機ろ布		
	浄水場・処理場機械運転管理		
	その他の業務委託等		

第6グループ (清掃、警備、保守管理及び調査業務関係)	営業種目	発注標準金額	等級
	警備・受付等	3000万円以上	A
	通信施設保守	1000万円以上3000万円未満	B
	環境関係測定機器保守	1000万円未満	C
	ボイラー清掃		
	浄化槽・貯水槽清掃		
	道路・公園管理		
	害虫駆除		
	廃棄物処理		
	管渠清掃		
	検査業務		
	都市計画・交通関係調査業務		
	土木・水系関係調査業務		
	市場・補償鑑定関係調査業務		
	環境アセスメント関係調査業務		

第7グループ (建物清掃、賃貸業務関係)	営業種目	発注標準金額	等級
	建物清掃	5000万円以上	A
	電気・暖冷房等设备保守	1000万円以上5000万円未満	B
	航空写真・図面製作	1000万円未満	C
	賃貸業務		

別表 2 (第 7 条関係)

予定価格	業者数
5 0 0 0 万円以上	1 0 ~ 1 2 社
1 5 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	8 ~ 1 0 社
5 0 0 万円以上 1 5 0 0 万円未満	6 ~ 8 社
1 5 0 万円以上 5 0 0 万円未満	5 ~ 6 社
1 5 0 万円未満	4 ~ 5 社